

たんぽぽ 暖かでやま

12

広報／たてやま

平成7年12月号(15日発行) No.537

発行／館山市役所秘書広報課

元294 館山市北条1145-1 電話 22-3111 内線505

●12月1日の人口／総人口53,691(+31)
男25,795(+22) 女27,896(+9) 世帯数20,112(+24)
()内は前月比



シリーズ
市民

置職人を目指し、ただ今、修業中



市民

「一人前になつて、父と一緒に置屋をやるつもりです

かかりました。

見つめてみよう観



2時間以内に、手縫いで畳一枚上げるんです。良いペースで進んでいきました。同じ出来なら、早い方が得点が良くなるらしいんですよ。

親方も昭和53年頃、知事賞を受けていましたし、親方のお父さんも昭和42年に受けています。親方も関東大会で優勝するなど、ここには、技術が受け継がれていました。手縫いでできなれば、機械でやっても巧くはないんですよ。

やうぼり嬉しかった。まわりの人は、ほとんど年上の人で経験が長いようだったので、最初は緊張していたんですよ。親方も見に来ていたし、失敗のないようになると考へてやつていきましたから。落ち着いたのは時間が半

がないつて、親方がうよく言わ
れます。

市原市の実家も昔屋なんです。高校を卒業して、3年程、警備会社に勤めていたんですが、そろ家の後を継ぎうると思って、高校に入る前の父との約束でしたから。

山の長田疊店が腕が良い」ということで来たんです。今までの整備という仕事は夜の仕事でしたからね。最初、朝が辛かったですよ。慣れるのに半年くらい

楽しめる
春情報
たてやま

花摘み 12月から5月中旬頃まで
館山ファミリーパーク（☎28-1110）
南たてやま花摘みセンター、布沼花摘み園
定期観光バス ポピー&ストロベリー号
館山駅発：午前10時→館山ファミリーパーク（花摘み）
→南房パラダイス→（野島崎経由）→南房千倉大橋公園
(花摘み)→いちご狩り→館山駅着：午後3時40分
料金／大人4,300円、小人3,700円（小学生以下）
運行日／1月2・3日、及び1月13日～3月20日、
3月23日～3月31日の毎日

PROFILE

●お問い合わせは観光協会駅前案内所(☎22-2531)へ

—この広報は森林資源保護のため再生紙を使用しています—

秋の叙勲

地域社会に貢献
長年の功績に
晴れの受章

農業振興に 功労

齋藤 明さん
勳6等瑞宝章



農業振興に 功労

齋藤 明さん
勳6等瑞宝章

農業の振興に貢献した齋藤明さん（70歳・広瀬460）は、勳5等瑞宝章を受章しました。

「あの時は、夢中だったね。昭和28年だったかな、同じ年頃の仲間と山名川から、5馬力のポンプで水を汲み上げる実験をやった。もうこれで大丈夫だということで、土地改良事務所に相談に行ったんだよ」。それが、広瀬、腰越地区の県単干害対策揚水事業として昭和31年に事業化され、2年がかりで、水田に水を引くことができました。

人々、この地域の水田は天水場といって、雨だけを頼りにして稲作を行っていました。齋藤さんは、こうした状況を何とかしなければと、一人の農業者として、活動を始め、このことがきっかけで、昭和44年、農業委員に当選。昭和56年からは農業委員会会長として地域の農業振興に努めました。

長年にわたりさまざまな分野で
社会に貢献してきた人に贈られる、
秋の叙勲受章者と褒章が先月に総理府から発表されました。

市内では、広瀬の齋藤さん、相浜の市川さん、山本の関さん、長須賀の橋本さんが叙勲され、館山の福島さんが褒章を受けました。

それぞれ社会を支えてきた功績が認められ、喜びもひとしおです。

海上保安に 功労

市川 武さん
勳6等瑞宝章



防衛に功労

関 清美さん
勳6等瑞宝章



34年に渡って自衛隊員として防衛に貢献した功績が認められた関清美さん（61歳・山本965-5）は、勳6等瑞宝章を受章しました。

昭和27年に保安庁警備隊（現在の自衛隊）に入隊して、艦船勤務などに就任。昭和35年から8年間は「日本地図」作製のため、航空測量機の整備を任せられ飛行機の安全運航に尽力しました。

2回にわたり南極観測船「ふじ」に乗船、輸送用ヘリコプターの整備に活躍しました。

10回ほどの転勤を経験し、気候風土のよい館山に居を構え、昭和62年に定年退職。現在は、機械整備の仕事をしています。

「常に愛情を込めて機械を整備していました。大きな章をいただいて驚いています。だんだんと喜びがこみ上げ、素直にうれしく感じています」と目を輝かせて語ってくれました。

海上保安業務一筋の市川武さん（66歳・相浜215-3）は、勳6等瑞宝章を受章しました。

「海難救助のほかに警備取締といって、審査や密漁、船舶の違反などを取り締まるんですよ」と体験談は、尽きません。

「勝浦の沖で遭難した漁船の救助をした後、急に風向きが変わり、北西の強風が吹き始めました。付近にいた漁船は、船尾が速いので、各船は全速力で港に向かいましたが、当時の救助艇は馬力が小さく、波は荒くなるし、無線は通じなくなるで、あの時は、命からがらでした」と語る市川さんの傍らで「あの時は、ほんとうにもう駄目かと…」と奥さん。

船橋沖で、転覆したタンカーの船底を切って、乗組員を助け出したこともありました。35年間、日本の海の安全を守ってきた市川さんにとて、忘れる事のできない思い出です。

地域商業の 振興に尽力

福島信治さん
黄綬褒章



千葉県小売酒販組合連合会副会長として地域商業の振興に尽力している福島信治さん（70歳・館山1015-1）は、業務精励の功績で黄綬褒章を受章しました。

昭和26年に自家の酒類販売業に従事。以来、館山小売酒販組合専務理事を皮切りに、現在、館山小売酒販組合代表理事長、千葉県小売酒販組合連合会副会長、千葉県酒販協同組合連合会理事長、全国酒販協同組合連合会理事、また、館山商工会議所副会頭、館山市商業協同組合理事長などを務め、地域の酒販と商業振興のために尽力しています。

受章に際して短歌を詠みました「褒章や 一隅に咲く野菊かな」と、苦勞したことを振り返ります。

「家族や周囲の人に支えられて、情熱を持って仕事に取り組んできました。この喜びをみなさんと分かち合いたいですね」とこやかに話してくれました。



橋本邦雄さん
勳6等瑞宝章

防衛に功労

自衛隊員として防衛に貢献した功績が認められた橋本邦雄さん（61歳・長須賀107）は、勳6等瑞宝章を受章しました。

昭和28年に保安庁警備隊（現在の自衛隊）に入隊して、昭和62年に退職するまでの34年間、機上救護や伊豆七島の急患輸送、船舶乗組員救助、南鳥島の飛行場の維持管理などに勤務。その間、航空士の教官も8年務めています。

館山の自衛隊に勤務している時、伊豆七島の急患輸送に数十回も出動しています。「夜中でも予告なしで急患輸送をしなければならないので、健康を第一に考え、常時即応をモットーに勤務してきました。さすがに一晩に3回も急患輸送したときは、応えました」と当時を振り返ります。
「身に余る光栄と思っています。みなさんに感謝しています」と喜びを語ってくれました。

●年末年始 施設の休業

施設名	休業期間等	
コミュニティセンター	29日～3日	
図書館	29日～3日	
菜の花ホール	29日～3日	
市民センター	29日～3日	
老人福祉センター(湊、出野尾とも)	29日～3日	
温水プール	29日～5日	
東市民運動場	29日～3日	
市民体育館	29日～3日	
市民運動場	28日～4日	
本館	29日～3日	
市立博物館	分館(館山城) 〈入館料〉大人100円子供50円	29日～31日 1日～3日は、次の時間のみ開館します 1日 正午～午後3時 2日 午前10時～午後3時 3日 午前10時～午後3時

●年末年始 そのほかの業務の休業

業務名	休業期間等
水道の故障	29日から3日までの故障は、右の場所へ連絡してください
ごみの収集	31日から3日まで休みます くわしくは広報11月号を参照してください
し尿の収集	29日から3日まで休みます。来年は1月4日から行います

29日から休業
市民課窓口など市の一般業務
は、今月29日から来年1月3日まで休みます。1月4日からは平常業務に戻ります。印鑑登録証明書や戸籍謄本など、必要な証明書類は、早めに手続きしてください
業務の休業は表のとおりです。

1月1日から戸籍関係の交付手数料が改定になります。

来年1月1日から、戸籍謄本や抄本などの交付手数料が改定されます。これは、交付手数料を定めている国の戸籍手数料令が10月18日付で改正されたためです。新たな手数料は、次のとおりです。

お問い合わせは、市民課(221-3111内線553)へ

申請内容	改定後	現行
戸籍の謄本、抄本 1通	450円	400円
除籍の謄本、抄本 1通	750円	700円
届出などの受理証明 1通 ・戸籍の記載事項証明	350円	300円

▲戸籍手数料改定一覧



ほけんの
ページ

このページのお問い合わせは、
保健センターへ ☎23-3113

小児マビ(ボリオ) ワクチンの投与

- 料金／無料
- 持ち物／母子手帳、予診票、体温計、筆記用具
- 【注意】
 - ・体温は、当日の朝と接種会場での2回測定しますので体温計を持ってきてください。
 - ・前もって冊子(予防接種と子どもの健康)を読んで予防接種について十分理解したうえで受けてください。
 - ・当日予防接種を受けられない人、注意して受けなければならぬ人にについては、冊子(予防接種と子どもの健康)に詳しく掲載されています。
 - ・BCG、麻疹(はしか)、
- ・当日母子手帳がないと受けられません。
- ・体温37・5度以上の人には受けられません。
- ・当月生まれで、一度もボリオを受けたない人。または第1回目を、平成7年4月1日から平成7年5月31日までに終了し、まだ2回目を受けていない人。
- ※なお、生後90カ月までの人が今までに1度も予防接種を受けたない人、また、2回目が終了していない人、転入等で通じて知らない届かない人で該当者は当日会場に直接きてください。
- ・当日予防接種を受けられない人、下痢をしていたら中止です。(2)服用後30分は飲食を避けてください。

●ボリオ予防接種の日程(第2回目)

月 日	受付時間	場 所	対象年齢
1月26日(金)	13:15~	保健センター	生後3ヶ月~90ヶ月
1月29日(月)	14:00		
1月30日(火)			
1月31日(水)			

- 注意 / (1) 当日予防接種を受けられない人、下痢をしていたら中止です。(2)服用後30分は飲食を避けてください。

風しんのそれぞれの予防接種を受けた後、1ヵ月はほかの予防接種は受けられません。
三種混合、日本脳炎の予防接種を受けた後、1週間は他の予防接種は受けられません。

対象年齢／生後3ヶ月から90ヵ月

接種方法／6週間以上の間隔で2回服用

今回の個人通知対象者／平成7年1月2日から平成7年9月1日生まれで、一度もボリオを受けたない人。または第1回目を、平成7年4月1日から平成7年5月31日までに終了し、まだ2回目を受けていない人。

※なお、生後90カ月までの人が今までに1度も予防接種を受けたない人、また、2回目が終了していない人、転入等で通じて知らない届かない人で該当者は当日会場に直接きてください。

会員募集
館山市高齢者働く会
連絡先／館山市老人福祉センター内
(☎23-9677)

救急当番医			
12月17日(日)	館山病院(内・外・小児)	館山22-1122	
12月23日(土)	赤門整形外科内科(内・外・小児)	館山22-0008	
12月24日(日)	安房医師会病院(内・外・小児)	館山22-2172	
12月30日(土)	館山病院(内・外・小児)	館山22-1122	
12月31日(日)	鴨川市立国保病院(内・外・小児)	鴨川7-1221	
1月1日(月)	亀田総合病院(内・外・小児)	鴨川2-2211	
1月2日(火)	東条病院(内・外・小児)	鴨川2-1207	
1月3日(水)	安房医師会病院(内・外・小児)	館山22-2172	
1月7日(日)	伊賀病院(内・外・小児)	館山22-1180	
1月14日(日)	赤門整形外科内科(内・外・小児)	館山22-0008	
1月15日(月)	富山町国保病院(内・外・小児)	富山58-0301	
1月21日(日)	清川整形外科(内・外・小児)	館山23-7033	
※鴨川市は市外局番(04709)が必要です			



○知つておきたい福祉の制度○ 特別児童扶養手当

この手当を受けることができる人は、20歳未満で身体や精神に一定の障害をもつ児童の父か母、または父母にかわって児童を養育している人(養育者)です。

ただし、次のような場合は手当の支給が受けられません。

(1) 対象児童や、手当を受けようとする父、母または養育者が日本国内に住所がないとき。

(2) 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることが出来るとき。

(3) 対象児童が、児童福祉施設等(保育所、通園施設、肢体不自由児施設の母子入所を除く)に入所しているとき。

なお、受給には所得による制限があります。

●支給額 1級に該当する障害児/月額50,350円
2級に該当する障害児/月額33,530円

4月、8月、11月に4ヵ月分ずつまとめて支給します(支給額は改正になることがあります)。

くわしくは、市社会福祉課社会福祉係(☎22-3111 内線573)へお気軽にお問い合わせください。



年金と国保

長期間納付していながらまだ間に合いますか

問い合わせ 私は、40歳になる男性です。若い頃10年程厚生年金に加入したことがあります。会社をやめてからは関心がなく、生活に追われていたため、現在まで国民年金の保険料を納めていませんでした。

最近、余裕も出てきて老後のことを考えるようになりました。このままだと、老齢年金をもらえないくなると聞きましたが、今から納めてもまだ間に合いますか。

答え はい。まだ間に合います。お早めに納付を再開されようお勧めします。

ご承知のように現在の年金制度では、20歳から60歳までの間、

便利な口座振替を!

国民年金保険料の納付は、納

60歳から65歳まで任意加入して保険料を納めることで、資格期間を満たすことや、年金額を増加することができます(なお、昭和30年4月1日以前生まれの人で受給資格を満たせない人は70歳まで注意が必要です)。

高齢任意加入制度で年金額を増やすこと

また、受給資格期間が不足していることで、年金額を満たすことができない場合、

日本の医療保険制度は、大きく分けると2つに分かれます。1つは会社の健康保険や共済組合などの被用者保険で、一般的に社会保険といわれています。もう1つが国民健康保険(国保)です。

国民の誰もが、なんらかの健康保険に加入することとなっています。ですから、会社の社会保険に加入していない人は、国保に加入する必要があります。そのため、国保加入者が本当に他の保険に加入できないかどうか調べる必要があります。

今月は、社会保険などの被扶養者に認定されると思われる人

を対象に調査表を発送しましたので、ご協力を願いします。社会保険は、会社などに勤めている本人ばかりではなく家族の人なども、一定の基準により被



相談案内 お気軽にご利用を！

相談はすべて無料です
秘密は厳守されますからお気軽にご相談ください
(土曜・日曜・祝日は休みます)

心配ごと

(一般相談員による相談)
日時／毎週火曜日(祝日の場合は翌日)
午前10時～午後3時
(専門相談員による相談)
日時／毎月第1、第3火曜日
午後1時～3時
対象／一般相談員の相談を受けた人、
1日4人まで
場所／市民センター
問合せ／社会福祉協議会 ☎23-5068

消費生活

商品のサービスや苦情
日時／1月4日(木)・1月18日(木)
午前9時～午後4時
場所／市役所市民相談室

定例行政相談

行政への苦情や意見、要望
日時／1月5日(金)
午前10時～午後3時
場所／市民センター

家庭教育

ことば、生活習慣、登校拒否、非行、
性、いじめの相談など
日時／月曜～金曜日
午前9時～午後4時
場所／中央公民館
問合せ／☎23-3111

身障・精薄

日時／毎月第4火曜日
午後1時～3時
場所／身障 伊賀病院
精薄 田村病院
申込／市社会福祉課に必ず事前に申し
込みをしてください。

精神保健

不眠、イライラ、対人関係、老人のボ
ケなどの心配
日時／1月9日(火)・1月16日(火)
1月23日(火)
場所／館山保健所
申込／館山保健所 (☎22-4511) に予
約必要。

乳幼児

◎乳児相談
1月8日(月)
対象／北条・船形・西岬・神戸・富崎・豊房
1月22日(月)
対象／館山・那古・館野・九重
受付時間／
(4ヵ月児) 午前9時30分～10時
(10ヵ月児) 午前10時30分～11時
場所／保健センター

◎1歳6ヵ月児健康診査

1月11日(木)

対象／6年6月生まれ児

受付時間／午後1時20分～1時40分

場所／保健センター

◎3歳児健診査

12月21日(木)

対象／4年9月生まれ児

受付時間／午後1時30分～2時

場所／保健所

市民

市民生活あれこれ……お気軽にどうぞ
日時／毎日 午前9時～午後5時
場所／市役所市民相談室

結婚

日時／毎月第1、第3日曜日
午前10時～午後4時
場所／市民センター
問合せ／社会福祉協議会 ☎23-5068

児童

学校生活・家庭関係・養育問題など
日時／毎日 午前8時30分～午後5時
場所／市社会福祉課

交通事故

電話でもできます
日時／毎日 午前9時～午後5時
場所／安房支庁
問合せ／☎22-7111

職業

高齢者・パートタイマー
日時／毎週月・火・水・金曜日
午前9時～午後5時
場所／市役所市民相談室

年金

厚生年金など
日時／1月18日(木)
午前10時～午後3時
場所／市役所
※国民年金は、當時市民課で相談に応じます。

不用品 情報コーナー

市では、みなさんの不用品交換のお手伝いをします。売り、買い、ほしいなどのご希望をお寄せください。

お問い合わせは、市商工観光課消費生活係(☎22-3111 内線593)へどうぞ。

▷希望します ビデオデッキ=相談、子供用自転車(14インチ)=相談、パソコン=相談

▷譲ります 洗濯機(二槽式)=3千円、チャイルドシート=無料、ロッキングチェア=無料、婦人服(ツーピース・新品)=無料

マ芦戸の墓地にある五輪塔と宝篋印塔



中里の供養塔が物語る 現代社会と考古学

今年は年明け早々、大雪が
世界を駆けめぐりました。
震神大震災です。燃え盛る市街
地、倒壊した高架道路、私たち
に大きな衝撃を与えました。
復興は急ピッチで進んでいま
すが、神戸市では復興と発掘の
どちらを優先させるかが、大き
な問題となっています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら
復興計画の対象地域ほどんどで、
遺跡などの埋蔵文化財があると
予想されています。

どうして問題かというと、埋
蔵文化財がある場所で、(再)開
発をしようとする時には、発掘
調査をしなければいけないこと
が、法律で決められているから
です。文化財は、私たちの祖先
の生活を知る手がかりとなり、
歴史の生き証人ともいえるため、
文化財保護法で保存が求められ
ているのです。

な問題となっています。なぜなら